

災害復旧に係る地方債措置等

●補助災害復旧事業債

公共土木施設等の国庫負担事業等に伴う地方負担額に対し、地方債を同意(許可)

<充当率>公共土木施設等 100%

農地・農林漁業施設 90%

<元利償還金の交付税算入率>

元利償還金の95%を基準財政需要額に算入(普通交付税により措置)

●単独災害復旧事業債

補助災害復旧事業債の対象とならない災害復旧事業に対し、地方債を同意(許可)

<充当率>公共土木施設等 100%

農林漁業施設 65%

<元利償還金の交付税算入率>

元利償還金の47.5%~85.5%を基準財政需要額に算入(普通交付税により措置)

●小災害復旧事業債

1カ所の工事が国庫補助対象外の事業に対し、地方債を同意(許可)

小災害債の対象となるのは、激甚災害の被災団体に一定要件を満たす地方団体

<充当率>公共土木施設等 100%

農地・農林施設 50%~80%(被害の大きさや農林施設の種類に応じて変動)

<元利償還金の交付税算入率>

元利償還金の66.5%~95%を基準財政需要額に算入(普通交付税により措置)

地方債の元利償還金の算入（地方交付税法抜粋）

《補助災害復旧事業債の例》

（測定単位及び単位費用）

第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。

| 地方団体の種類 | 経費の種類 | 測定単位 |
|---------|---------|--|
| 道府県 | 七 災害復旧費 | 災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金（償還期限の満了の日において元金の全部を償還することとして発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、その償還が元金均等半年賦償還の方法によることとした場合における元利償還金に相当する額。以下同じ。） |
| 市町村 | 七 災害復旧費 | 災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金 |

4 第一項の測定単位ごとの単位費用は、別表第一に定めるとおりとする。

別表第一

| 地方団体の種類 | 経費の種類 | 測定単位 | 単位費用 |
|---------|---------|--|-----------|
| 道府県 | 七 災害復旧費 | 災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金 | 千円につき 九五〇 |
| 市町村 | 七 災害復旧費 | 災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金 | 千円につき 九五〇 |

災害救助法について

1 趣旨

災害に対して、国が地方公共団体等との協力の下に、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

(参考)救助の種類

- ①被災者の救出 ②避難所の設置 ③炊き出しその他による食品の給与 ④飲料水の供給
- ⑤被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 ⑥学用品の給与 ⑦応急仮設住宅の給与 ⑧住宅の応急修理
- ⑨埋葬、死体の捜索・処理 等

2 適用基準

- ① 災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合
- ② 多数のものが生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等

【①の基準の具体例】

| 市町村区域内人口 | 住家滅失世帯数 | 市町村区域内人口 | 住家滅失世帯数 |
|-----------|---------|------------|---------|
| 5,000人未満 | 30 | 50,000人以上 | 80 |
| 5,000人以上 | 40 | 100,000人以上 | 100 |
| 15,000人以上 | 50 | 300,000人以上 | 150 |
| 30,000人以上 | 60 | | |

※ 滅失には全壊・半壊・床上浸水が含まれる。
(半壊は2世帯、床上浸水は3世帯で1世帯分の滅失として計算)

3 適用後の救助の実施主体、費用負担

| | 災害救助法の適用なし | 災害救助法の適用あり |
|-------|------------|--|
| 救助の実施 | 市町村が実施 | ・都道府県が実施 ・ただし、都道府県は事務の一部を市町村に委任可 (市町村が都道府県からの委任により実施した事務に係る費用は、後日、都道府県に請求し、精算) |
| 費用負担 | 市町村が負担 | ・都道府県が負担 ・都道府県の負担に対する国庫負担あり (標準税収入に対する救助費の割合に応じ、国庫負担率を嵩上げ(50~90%)) |

災害救助費に係る国庫負担と地方財政措置

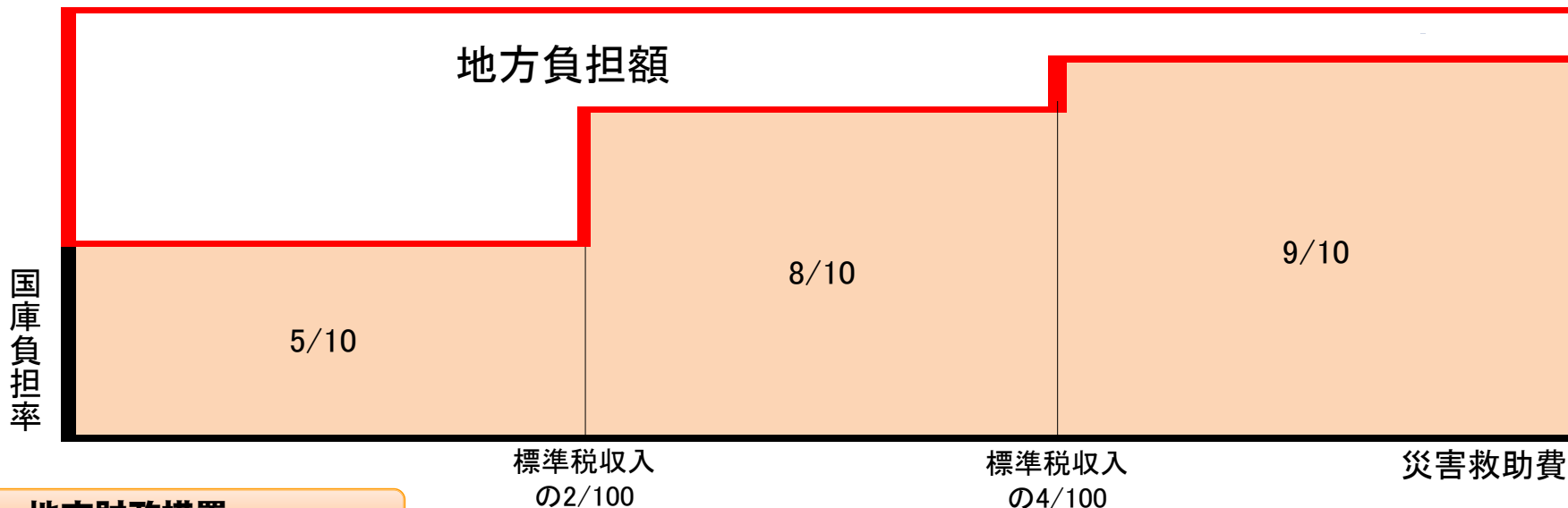
○ 国庫負担

都道府県の標準税収入に対する災害救助費の割合に応じて、国庫負担率を嵩上げ
(国庫負担率は、当該割合が2/100以下の部分は5/10、2/100を超え4/100以下の部分は8/10、4/100を超える部分は9/10)

○ 地方財政措置

- ① 災害救助費の40%を特別交付税により措置(地方負担額限度)。
- ② ①による特別交付税措置残の地方負担額について、100%まで災害対策債を充当できることとし、後年度においてその元利償還金の57%を特別交付税により措置。 ※ 災害対策債の発行要件を満たす必要あり

国庫負担率と災害救助費の関係



地方財政措置

国庫負担 5/10~9/10
災害救助費/標準税収入の割合
に応じて国庫負担率を嵩上げ

特別交付税措置
災害救助費×0.4
(地方負担額限度)

※

※特別交付税措置残の地方負担額について、災害対策債(充当率100%、後年度元利償還金57%を特別交付税により措置)を充当可能

➡ 国庫負担率が6/10以上であれば、特別交付税措置と合わせ、実質的な地方負担はゼロとなる。

災害等に伴う職員派遣について

- 災害等に伴う被災地への職員派遣について、特別交付税による財政措置を講じている。
 - 阪神・淡路大震災に係る職員派遣経費は平成6・7年度に時限的に算定項目を創設。平成12年度以降、以下の内容を一般的な算定項目として創設。地方自治法に基づく職員派遣は平成23年度より算定項目を創設。
- 地方自治法に基づく職員派遣か否かにより、費用負担を行う自治体が異なるため、特別交付税の対象自治体等が異なる。

| | 「中長期派遣」 | 「災害応援」 |
|---------|---|--|
| 対象経費 | 地方自治法に基づく職員派遣の受入れに要した費用 | 被災地域の応援に要した費用 |
| 財政措置の対象 | 派遣先 自治体 (地方自治法の規定により、費用は派遣先自治体が負担する) | 派遣元 自治体 (短期派遣職員を想定しており、その場合の費用は派遣元自治体が負担している) |
| 算定方法 | 総務大臣が調査した額(実績額)の8割 | ・単価方式(※)により算定した額 ※ 応援職員の延べ日数×単価 等 ・総務大臣が調査した額(実績額)の8割 上記のいずれか少ない方(5割保証) |
| 算定期限 | 12月・3月 | |
| 備考 | ・地方自治法第252条の17に基づく派遣 ・実際には期間の定めはなく、短期での派遣も行われている | 地方自治法に基づかない派遣 |

- 東日本大震災に係る職員派遣について、地方自治法に基づく職員派遣は復興特別交付税により措置(全額措置)し、地方自治法に基づかない職員派遣は通常の特交付税より財政措置(被災団体は全額、被災団体以外は実績の8割)を行っている。

災害時の需要に対する包括的な特別交付税措置（災害ルール分）

災害発生時の応急対策等に要する経費については、多岐にわたり、個別の財政需要を見積もることが困難であることから、一定の指標に基づき特別交付税により包括的に措置。

| | 算定方法 | |
|--------|--|------------------------------|
| 災害復旧 | ・国庫関連災害復旧事業費 × 0.015(道府県分) × 0.03(市町村分) | |
| 応急対策 | ・り災世帯数 | × 17,600円(県) × 23,500円(市) |
| | ・全壊家屋戸数 | × 169,400円(市) |
| | ・半壊家屋戸数 | × 84,800円(市) |
| | ・床上浸水家屋戸数 | × 4,800円(市) |
| | ・床下浸水家屋戸数 | × 2,700円(市) |
| | ・農作物被害面積(ha) | × 3,400円(県) × 6,800円(市) |
| | (被害面積30%超) | × 5,700円(県) × 9,600円(市) |
| | ・死者行方不明者数 | × 875,000円(県、市) |
| ・障害者の数 | × 437,500円(県、市) | |

※単価は平成29年度